

市第 104 号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（
平成 3 年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

金沢幸浦二丁目マーチャン ダイジングセンター地区地 区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された横浜国際 港都建設計画金沢幸浦二丁目マーチャンダイジングセンター 地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
---	--

別表第 2 に次のように加える。

金沢幸浦二丁 目マーチャン ダイジングセ ンター地区地	<ol style="list-style-type: none"> 1 公衆浴場 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの 3 法別表第 2 (ぬ)項第 1 号(13)、(14)、(16)から(22)まで、(24)、(28)及び(30)に掲げる事業を営む工場（この項の規定の施行の際現に存するこれらの事業を営む工場の敷地において、同一の事業を営む工場の用途に供する建築物を建築する場合を除く。） 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の 6 の 2 に規定する運動施設 5 畜舎、堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 6 マーチャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発
--------------------------------------	---

<p>区整備計画区域</p>		<p>売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</p> <p>7 集会場</p> <p>8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集、運搬、処分等の処理の用に供するもの（最終処分の用に供するもの以外のものであり、かつ、当該建築物又はこれと同一の敷地に存する他の建築物から排出される廃棄物のみをその排出者が自ら当該処理の用に供するものを除く。）</p> <p>9 ペット火葬場（犬、猫その他人に飼育されていた動物（家畜を除く。）の死体を火葬する設備を有する施設をいう。）その他これに類するもの</p>
----------------	--	--

別表第 7 に次のように加える。

<p>金沢幸浦二丁目マーチャングデザインセンター地区地区整備計画区域</p>		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。</p>	<p>計画図に示す壁面の位置の制限イによる距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>
--	--	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

金沢幸浦二丁目マーチャンダイジングセンター地区地区整備計画区域内における建築物の構造及び用途に関する制限を定めるため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

（太線部分が改正案）

別表第 1 適用区域（第 3 条）

名 称	区 域
（省 略）	
金沢幸浦二丁目マーチャングライジングセンター地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された横浜国際港都建設計画金沢幸浦二丁目マーチャングライジングセンター地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第 2 建築物の用途の制限（第 5 条）

(あ) 区 域	(い) 地 区	(う) 建築物
（省 略）		
金沢幸浦二丁目マーチャングライジングセンター地区地区整備計画区域		1 公衆浴場 2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以上のもの 3 法別表第 2 (ぬ)項第 1 号(13)、(14)、(16)から(22)まで、(24)、(29)及び(30)に掲げる事業を営む工場（この項の規定の施行の際現に存するこれらの事業を営む工場の敷地において、同一の事業を営む工場の用途に供する建築物を建築する場合を除く。） 4 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の 6 の 2 に規定する運動施設 5 畜舎、堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場 6 マーチャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 7 集会場 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集、運搬、処分等の処理の用に供するもの（最終処分の用に供するもの以外のものであり、かつ、当該建築物又はこれと同一の敷地に存する他の建築物から排出される廃棄物のみをその排出者が自ら当該処理の用に供するものを除く。）

		9 ペット火葬場（犬、猫その他人に飼育されていた動物（家畜を除く。）の死体を火葬する設備を有する施設をいう。）その他これに類するもの
--	--	--

（備考省略）

別表第 7 壁面の位置の制限（第 9 条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	壁面の位置の制限	適用の除外
（省 略）			
金沢幸浦二丁目マーチャングデザインセンター地区地区整備計画区域		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	<p>計画図に示す壁面の位置の制限イによる距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫の用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下であるもの

（備考省略）